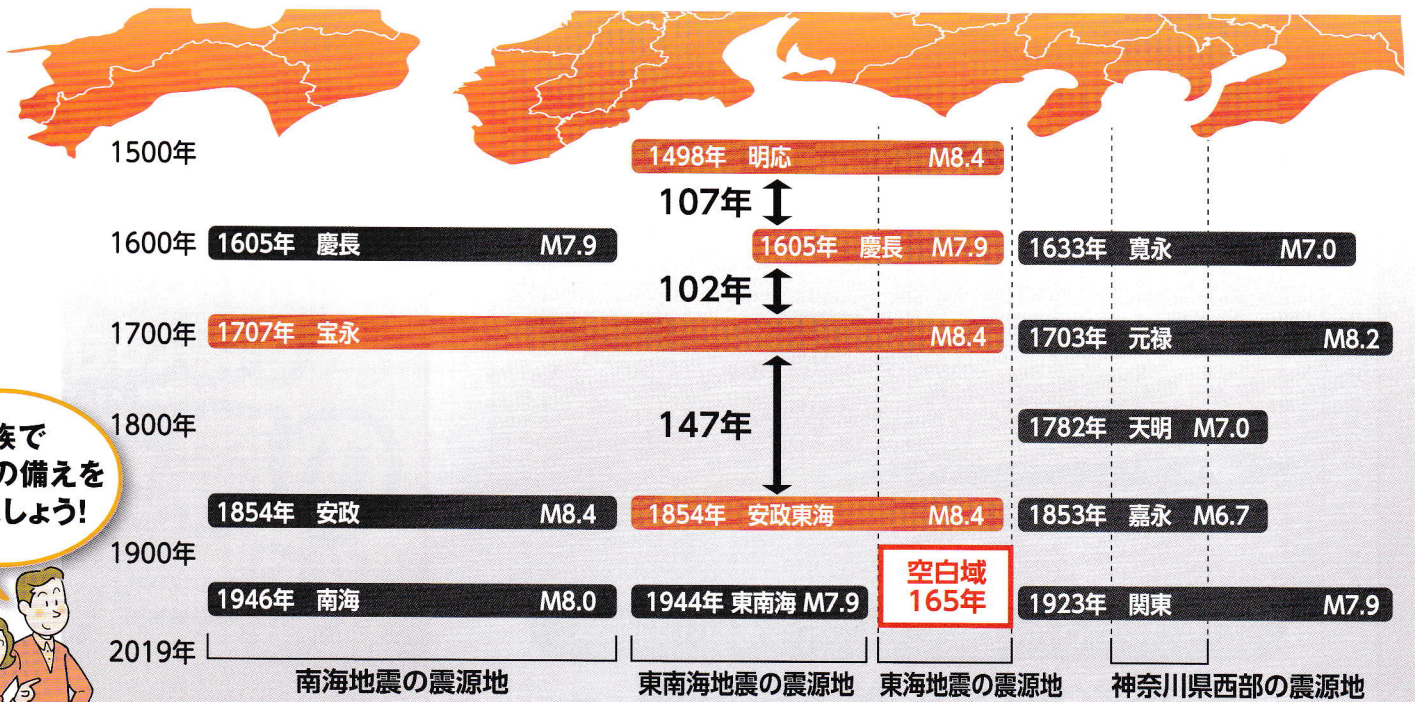


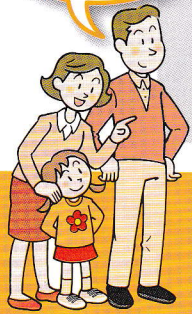
災害が迫っています!

回覧

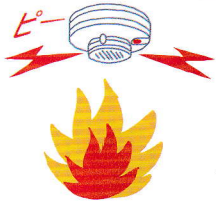
住宅の耐震補強について、大切なお知らせです。



家族で地震への備えを考えましょう!



さらに備える!



「住宅用火災警報器」を設置しましょう!!

・設置後は、定期的な動作確認を! ・本体交換の目安は10年です!

住宅火災警報器のお問い合わせは 消防局消防部予防課 まで
(TEL054-280-0190)



感震ブレーカーを設置したい方へ 一部費用を助成しています!

住宅の耐震補強工事の際の設置をおすすめいたします!

地震による電気火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置費用を助成します。

※住宅に設置する分電盤タイプのみ。

○補助額/新築の場合…1万円。既存住宅の場合…経費の2/3以内、補助限度額2万5千円。

詳しくは、危機管理課まで

危機管理課 総務係(静岡庁舎3階) TEL:054-221-1012



住宅以外にも備える 静岡市の耐震対策事業

（対象は昭和56年5月以前の建物）
建物の耐震対策事業

	住宅		住宅以外
	戸建て	戸建て以外	
木造住宅耐震補強事業(詳しくは中面をご覧ください)	○	○(長屋、共同住宅)	
非木造住宅・小規模建築物耐震事業(耐震診断のみ)			
非木造住宅(戸建て) 経費と基準額を比較し、少ない額の2/3以内	○		
非木造住宅(長屋・共同住宅) 経費と基準額を比較し、少ない額の2/3以内		○	
小規模建築物 経費と基準額を比較し、少ない額の2/3以内			○
特定建築物耐震事業(原則、3階以上かつ1,000㎡以上の建築物)			
耐震診断 経費と基準額を比較し、少ない額の2/3以内		○	○
補強設計 経費と基準額を比較し、少ない額の2/3以内(上限411万円)		○	○
補強工事 経費と基準額を比較し、少ない額の23%の2/3以内		○	○

建物以外の耐震対策事業

耐震シェルター整備事業	設置経費の1/2以内(上限12万5千円) ※高齢者(65歳以上)のみ世帯に限られます。
家具等固定推進事業	経費と基準額を比較し、少ない額の2/3以内(上限1万2千円) ※高齢者(65歳以上)のみ世帯、または重い障害をもった方が同居する世帯に限られます。 ※世帯構成員のすべてが高齢者及び15歳未満の者又は18歳未満の就学者の世帯も対象となります。 ※固定する家具は4つまでとなります。
ブロック塀等耐震化促進事業	
撤去事業	経費と基準額を比較し、少ない額の2/3以内(上限10万円) ※道路に面したものに限られます。
改善事業	経費と基準額を比較し、少ない額の2/3以内(上限25万円) ※緊急輸送路、緊急輸送ルート、避難地に面したものに限られます。
耐震合同説明会・市政出前講座	減災対策や住宅等の耐震化について、職員や建築の専門家がみなさまのところにうかがいます。 南海トラフ地震に関する最新情報や補助制度の説明、補強工事に関する疑問にお応えします。

静岡市の耐震相談窓口

詳細は下記までお気軽にお問い合わせください。

建築指導課 安全推進係(TEL054-221-1124) 静岡庁舎5階

ホームページ: ←こちらをクリックしてください